

介護保険 要支援・要介護認定申請受付の取り扱いについて（１）

担当：日向市 高齢者あんしん課 介護認定係
電話：0982-66-1023

1. 原則的な取り扱いについて

- （１）**更新申請書**については、有効期間満了日の2か月前の前月20日以降から預かりを開始します。
【日向市独自ルール】

〔例〕

有効期間満了日が令和7年2月28日の場合は、令和6年12月20日以降から更新申請書の預かりを開始します。

- （２）**新規・区分変更申請書**については、申請をしようとする日が閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)の場合は、申請しようとする日を申請書の”申請日欄”に記入し、閉庁日前日に申請手続きをしてください。

- （３）**申請日を1日付とする区分変更申請書**については、前月20日以降から預かりを開始します。

- （４）**窓口**にて、上記（２）・（３）の申請書を提出する際は、高齢者あんしん課職員に”口頭で”、新規・区分変更申請である旨をお伝えください。

- （５）**郵送**にて、上記（２）・（３）の申請書を提出する際は、下記の2点を確認してください。

- ① **介護保険 要介護等認定**☐新規☐更新☐区分変更☐転入申請書の☒があるか。



- ②

申請年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

 の記入漏れがないか。

〔例〕

申請日は令和7年3月1日で、申請書受付日〔※高齢者あんしん課での受理日〕が同年3月3日で、“申請日”と“受付日”が異なる場合は、申請日で申請受付処理を行います。

介護保険 要支援・要介護認定申請受付の取り扱いについて（２）

2. 注 意 事 項

（１）署名欄の記載について

被保険者本人(以下、本人という)が署名ができない場合は、

①署名は本人の氏名を(代筆)し、②代筆者署名、③代筆者と本人の続柄
を記載してください。

本人署名 _____
代筆者署名 _____
(続柄) () _____

（２）区分変更申請を提出する前に、前回の認定調査実施時と比べ、明らかに介護の手間が変わっている状態であることを、申請前に再度、確認してください。

（３）高齢者あんしん課から医療機関に主治医意見書の作成を依頼した際に、「受診をされていないため、主治医意見書の作成ができないので、受診を促してほしい。」と医療機関から連絡があることがあります。

※申請前に、主治医意見書の作成を依頼する医療機関に定期的に受診がされているか確認をしてください。

（４）申請書を提出後に、入院加療中となり、状態が安定していないなど、明らかに認定手続きに支障をきたす場合は、本人の状況によっては、認定調査の日程調整や申請取下げの対応など、柔軟な対応をする必要があります。

このような場合は、高齢者あんしん課（介護認定係）までご連絡をお願いします。

（５）介護保険の事業者・施設の各運営基準（厚生労働省令）において、「事業者は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。」と定められています。

このため、各事業者は利用者の認定期間を被保険者証の記載の確認等により正確に把握し、更新時期（認定期間満了日の60日前）を迎えたら、遅くとも満了日の30日前までに更新申請が確実に行われるよう援助していただく必要があります。